

令和8年度
大阪市立大開小学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめは、どの学校、どの学級においても起こりうる。」という認識のもと、「豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成」をめざし、「大開小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

そのために未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針として、以下の4点をあげる。

- ①人権尊重の精神を基盤とした教育活動を通して、いじめを絶対に許さない雰囲気を学校全体ではぐくむ。
- ②「いじめは、どの児童にも起こりうる。」「どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」ととらえることで、すべての児童について、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ③多くの大人が児童の悩みや訴えを受けとめ、感じとられるように学校と家庭、地域や関係諸機関が連携する。
- ④いじめを認知した場合は、早期解決に向け、迅速かつ組織的で丁寧に対応する。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1)授業改善について

- ①すべての児童が主体的で、わかる喜びや楽しさを味わえる授業づくりをすすめる。
- ②学習規律の確立や集団生活でのきまり、仲間づくりをすすめる。
- ③各種の研修会や授業研究会等を通じて、指導力の向上に真摯に努める。

(2)自己有用感を高めるために（児童会活動や学校行事等から）

- ①一人一人が活躍することができる活動や役割を通して、周囲から認められ、役に立ち、自己有用感を高められる場や機会を増やす。
- ②友だちや教職員、地域の方との関わりを深め、交流することにより、人と人とのつながりを実感できる集団づくり、仲間づくりをすすめる。
- ③一人一人を大切な存在として認め、互いの良さを見つけて誉めたり助言し合ったりすることで、自信をもつことができるようにする。

(3)いじめを許さない・見逃さない意識の醸成

- ①道徳教育や学級活動、児童会活動を充実させ、互いに尊重し合える集団づくりをすすめる。
- ②学習活動、学校行事など、あらゆる教育活動を通じて、命の大切さや互いに思いやることの大切さを実感できるようにする。
- ③パソコンやスマートフォンなどのネットによるいじめも許さない、情報モラルに関する指導をすすめる。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知・対応する。

- ①些細な変化にも気づくことができるよう、きめ細やかな観察に努める。
- ②養護教諭や他の教職員と連携を密にし、いじめに関する情報を収集、共有する。
- ③いじめアンケート調査を実施、活用するとともに、必要に応じて教育相談（個人面談）を行う。
- ④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ⑤大阪市こども相談センター等、関係機関との連携をすすめる。
- ⑥いじめに関する相談窓口を周知する。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①校内に「いじめ対策委員会」を組織し、全教職員が連携、情報を共有して問題解決に取り組む。
- ②いじめ事案の発見・通報を受けた場合は、管理職及びいじめ対策委員会へ報告する。
- ③事実確認を行い、被害を受けた児童の安全・安心の確保とケア、加害児童への聞き取りと指導に努める。
- ④いじめが確認できた場合は、保護者に事実関係を連絡し、家庭と連携して問題解決にあたる。

⑤必要に応じて関係諸機関との連携を図る。

⑥ネット上のいじめに対して「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」活用を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に組織的に対応するため「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成>

校長（責任者）、教頭、教務主任、生活指導部長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー

<役割>

- ・いじめの未然防止等に関する取り組みの実行、進捗状況の確認、検証。
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動に関わる情報収集や記録、共有。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導および支援方針の決定、保護者との連携を行う。

<年間計画>

①調査等

- ・児童対象アンケート 年3回
- ・保護者対象アンケート（学校アンケート）年1回
- ・個人懇談 年2回（学期末）および必要に応じて随時行う教育相談

②研修会等

- ・人権教育研修会（年1回以上）
- ・いじめスクリーニング会議（毎月）
- ・生活指導部会（毎月）
- ・学年会（随時）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だより、学年だより等による情報発信・啓発を行う。
- ②学校協議会へ提案し、家庭・地域と連携した協力体制の構築に努める。
- ③必要に応じて、いじめ対策委員会への地域諸団体や関連機関の参加を要請する。

(3) 取り組み内容の検証

- ①各学級やいじめ対策委員会の取り組みについて、PDCAサイクルを活用して、検証を行う。
- ②「学校アンケート」等を通じて、検証を行う。

7. 重大事態への対処

<重大事態とは>

- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（年間30日を目安とする）
- 等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

「いじめ防止等対策のための組織及び対応のフローチャート」

